

# 「ご契約のしおり・約款」変更のお知らせ

## (2020年11月版)

●別途お渡ししている「ご契約のしおり・約款」の記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。まことに恐縮ですが、「ご契約のしおり・約款」と合わせてご一読・保管くださいますようお願いいたします。

対象のご契約のしおり・約款	対象となる約款の条項・別表
●ひまわり認知症予防保険 (2020年4月版)	●取扱総則規定約款 第18条第12項(7)(8) 第19条第11項(7)(8) 第24条 ●取扱総則規定約款 別表 4 別表 33 ●取扱総則規定約款 請求書類別表 ①-20、③-10 ●無配当選択緩和型認知症診断保険 (無解約払戻金型) (001) 普通保険約款 第1条 第15条第1項第2号 生存給付金特則 第2条

### 【1】「取扱総則規定約款」の変更

#### 1. 第18条第12項(7)を(8)とし、(7)を新設します。

(保険契約の更新)

第18条 (途中省略)

⑫ 保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(途中省略)

(7) この保険契約がつぎの場合の、認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効

ア. 軽度認知障害保険金特則が付加された無配当選択緩和型認知症治療保険

イ. 支払金額変更特則または軽度認知障害保険金特則が付加された無配当選択緩和型認知症診断保険

(8) 削減期間

#### 2. 第19条第11項(7)を(8)とし、(7)を新設します。

(保険期間が終身の保険契約への変更)

第19条 (途中省略)

⑪ 変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(途中省略)

(7) この保険契約がつぎの場合の、認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効

ア. 軽度認知障害保険金特則が付加された無配当選択緩和型認知症治療保険

イ. 支払金額変更特則または軽度認知障害保険金特則が付加された無配当選択緩和型認知症診断保険

(8) 削減期間

### 3. 第24条第1項をつぎのとおり変更します。

(死亡保険金等の受取人の変更)

第24条 保険契約者（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人とします。以下本条において同様とします。）は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、つぎの各号の受取人にかぎり、会社に対する通知により、受取人を変更することができます。

- (1) 死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡保険金等受取人、死亡給付金等受取人および遺族年金受取人
- (2) 満期保険金受取人

### 【2】「取扱総則規定約款」の「別表」の変更

#### 1. 「4. 感染症」をつぎのとおり変更します。

##### 4. 感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がベータコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスである ものにかぎります。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。）は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

#### 2. 「33. 器質性認知症および器質性認知症と医師によって診断確定されたとき」を つぎのとおり変更します。

##### 33. 器質性認知症および器質性認知症と医師によって診断確定されたとき

(省略)

###### ② 器質性認知症と医師によって診断確定されたとき

A 「器質性認知症と医師によって診断確定されたとき」とは、つぎのアおよびイのすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により認知機能検査および臨床検査（本33.において画像検査を含みます。）を用いて診断確定された場合をいいます。ただし、信頼性があるものとして広く通用している認知機能検査において明らかな器質性認知症の症状を確認できしたことその他の事情にもとづき、臨床検査を行わなくとも器質性認知症に罹患していると医師が明確に認めた場合には、臨床検査を行わない診断確定も認めることができます。

ア. 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

イ. 正常に成熟した脳が、前アによる器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(以下省略)

### 【3】「取扱総則規定約款」の「請求書類別表」の変更

- 「① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類」の「20. 認知症治療保険金等」をつぎのとおり変更します。

項目	必要書類
20. 認知症治療保険金等 ・認知症治療保険金 ・認知症治療給付金 ・認知症診断保険金 ・第1回の終身認知症治療年金 ・軽度認知障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、認知症治療保険金等の受取人と同一人の場合は不要） (4) 認知症治療保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
・第2回以後の終身認知症治療年金	（省略）

- 「③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等」の「10. 器質性認知症による会社所定の状態に該当したこと」をつぎのとおり変更します。

事由	給付金等
10. 器質性認知症による会社所定の状態に該当したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険金</li> <li>・第1回の介護年金</li> <li>・生活介護保険金</li> <li>・第1回の生活介護年金</li> <li>・第1回の終身生活介護年金</li> <li>・軽度介護保険金</li> <li>・認知症治療保険金</li> <li>・認知症治療給付金</li> <li>・第1回の終身認知症治療年金</li> <li>・認知症診断保険金</li> <li>・第1回の就業不能年金</li> <li>・軽度認知障害保険金</li> </ul>

### 【4】無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻型）（001）普通保険約款の変更

- 第1条をつぎのとおり変更します。

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
（途中省略）	（途中省略）
生存給付金支払日	（省略）
認知症診断責任開始日	契約日から起算して90日を経過した日の翌日のこと をいいます。

- 第15条第1項第2号をつぎのとおり変更します。

（責任開始期前の器質性認知症該当による無効）

第15条 （途中省略）

（2）本条の適用がある場合には、総則規定のうち、つぎの規定は適用しません。

ア. 告知義務違反による解除

イ. 重大事由による解除

（以下省略）

### 3. 生存給付金特則第2条をつぎのとおり変更します。

(死亡保険金、生存給付金および満期保険金の支払)

第2条 この特則において支払う死亡保険金、生存給付金および満期保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
(途中省略)			
満期保険金	被保険者が、この特則を付加した保険契約 (以下この特則において「この保険契約」といいます。) の保険期間満了時に生存しているとき。ただし、この保険契約の保険期間が有期の場合にかぎります。	満期保険金額	保険契約者

## 太陽生命保険株式会社

### 【本社】

〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

### 【お客様サービスセンター】

電話番号 0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時

(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)

個-980-20-282(2020/10/19)